

九州大学研修登録医受入規程

平成16年度九大規程第98号
制 定：平成16年 4月 1日
最終改正：令和 3年 3月26日
(令和2年度九大規程第71号)

(趣旨)

第1条 この規程は、医師及び歯科医師の生涯学習に資するとともに、大学附属病院と地域の診療所、病院等との連携を促進し、地域医療の発展に寄与することを目的として、九州大学病院（以下「病院」という。）における研修登録医の受入れについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「研修登録医」とは、第4条の規定による許可を受け病院において医療に関する研修を行う者をいう。

2 研修登録医となることのできる者は、医師免許又は歯科医師免許取得後2年以上を経過した者とする。

(申請)

第3条 研修登録医の受入れの許可を得ようとする者は、別記様式第1号の申請書に、履歴書及び所属医師会会長若しくは所属歯科医師会会長又は所属長の推薦書を添え、病院長に申請するものとする。

2 前項の申請は、研修開始の日の1月前までに行うものとする。

(受入れの許可)

第4条 病院長は、前条の申請があった場合において、その申請内容が適当であり、病院の診療業務に支障がないと認めるときは、当該診療科長又は当該中央診療施設の部長（以下「当該診療科長等」という。）の同意を得て、期間を定めてその受入れを許可することができる。

(登録)

第5条 病院長は、前条の規定により受入れを許可したときは、助教以上の教員の中から指導教員を定め、別記様式第2号の研修登録医台帳に登録し、別記様式第3号の研修登録医登録証を交付するものとする。

(受入れ期間)

第6条 研修登録医の受入れ期間は、1年以内とする。ただし、事業年度を超えて受け入れることはできない。

(受入れ期間の更新)

第7条 病院長は、研修登録医が受入れ期間の更新を申請したときは、当該診療科長等の同意を得て、これを許可することができる。

2 前項の申請は、研修期間満了の日の1月前までに、別記様式第4号の申請書により行うものとする。

(研修料)

第8条 研修登録医の研修料は、月額6,600円とする。

2 前項の規定にかかわらず、前項の金額より高額の出費があるときは、当該出費の金額をもって研修料の額とすることができる。

(研修料の納付)

第9条 研修登録医として受入れを許可されたときは、研修料を原則前納しなければならない。ただし、あらかじめ病院長の承認を得た場合に限り、後納することができる。

2 前項ただし書の規定により後納の承認を得た場合は、本学が発行する請求書に基づき納付するものとする。

3 既納の研修料は、還付しない。

(研修登録医の辞退)

第10条 研修登録医は、研修登録医を辞退しようとするときは、当該診療科長等を経て、病院長に願い出なければならない。

(規則の遵守)

第11条 研修登録医は、九州大学が定める諸規則を遵守しなければならない。

(受入れ許可の取消し)

第12条 研修登録医が前条の規定に違反し、又は研修登録医としてふさわしくない行為があったときは、病院長は、研修登録医の受入れの許可を取り消すことができる。

(診療及び研究への参加等)

第13条 研修登録医は、当該診療科長等の監督を受け、指導教員の指導の下に、病棟回診、症例検討会その他の研究会に参加することができる。

2 研修登録医は、当該診療科長等の監督を受け、指導教員の実地指導の下に、自らが紹介した患者の診療に参加することができる。

3 研修登録医は、附属図書館を利用することができる。

(診療報酬の帰属)

第14条 研修登録医が診療に参加することにより生じたすべての診療報酬は、病院に帰属する。

(損害賠償等)

第15条 研修登録医は、本人の故意又は過失により、医療過誤を生じさせた場合又は施設、設備等を損傷させた場合は、法令の定めるところにより損害賠償等の責任を負うものとする。

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか、研修登録医の受入れに関し必要な事項は、病院長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年度九大規程第128号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年度九大規程第139号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年度九大規程第61号)

この規程は、平成30年11月1日から施行する。

附 則 (令和元年度九大規程第62号)

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則 (令和2年度九大規程第71号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別記様式第1号

年 月 日

殿

氏名

性別 男・女

生年月日 年 月 日生

研修登録医受入許可申請書

下記のとおり貴院で研修したいので、研修登録医として受入れを許可くださるようお願いいたします。

なお、研修登録医として受入れを許可された上は、貴大学の研修登録医受入れに関する規程その他の諸規則を遵守し、指導教員の指示に従うことを誓約します。

記

- 1 研修事項
- 2 研修目的
- 3 研修診療科等
- 4 研修期間 年 月 日～ 年 月 日

別記様式第2号

研修登録医台帳

登録番号	登録年月日	研修登録医氏名 (性別) 生年月日	研修診療科等	指導教員・ 職・氏名	研修期間	研修事項	備考

別記様式第3号

表

裏

<p>第 号</p> <p>九州大学病院 研修登録医登録証</p> <p>下記のとおり、九州大学病院研修登録医として登録したことを証する。</p> <p>記</p> <p>登録番号 登録年月日 氏名 生年月日 研修診療科等 指導教員 研修期間</p> <p>年 月 日 九州大学病院長</p>	<ol style="list-style-type: none">1 この登録証は、九州大学病院において研修を行う場合は必ず携帯し、係員から請求があった場合は呈示しなければならない。2 この登録証は、他人に貸与し、又は譲渡することはできない。3 この登録証を紛失したときは、直ちに発行人に届け出なければならない。4 この登録証は、この登録証に記載の研修期間が満了したとき、又は研修登録医の辞退等により資格を失ったときは、直ちに発行人に返付しなければならない。
--	---

別記様式第4号

年 月 日

殿

登録番号
登録年月日
氏名
生年月日 年 月 日生

研修登録医受入期間更新申請書

下記のとおり研修登録医受入れ期間の更新を許可くださるようお願いいたします。

記

- 1 研修事項
- 2 研修目的
- 3 研修診療科等
- 4 更新を必要とする期間 年 月 日～ 年 月 日
- 5 更新を必要とする理由